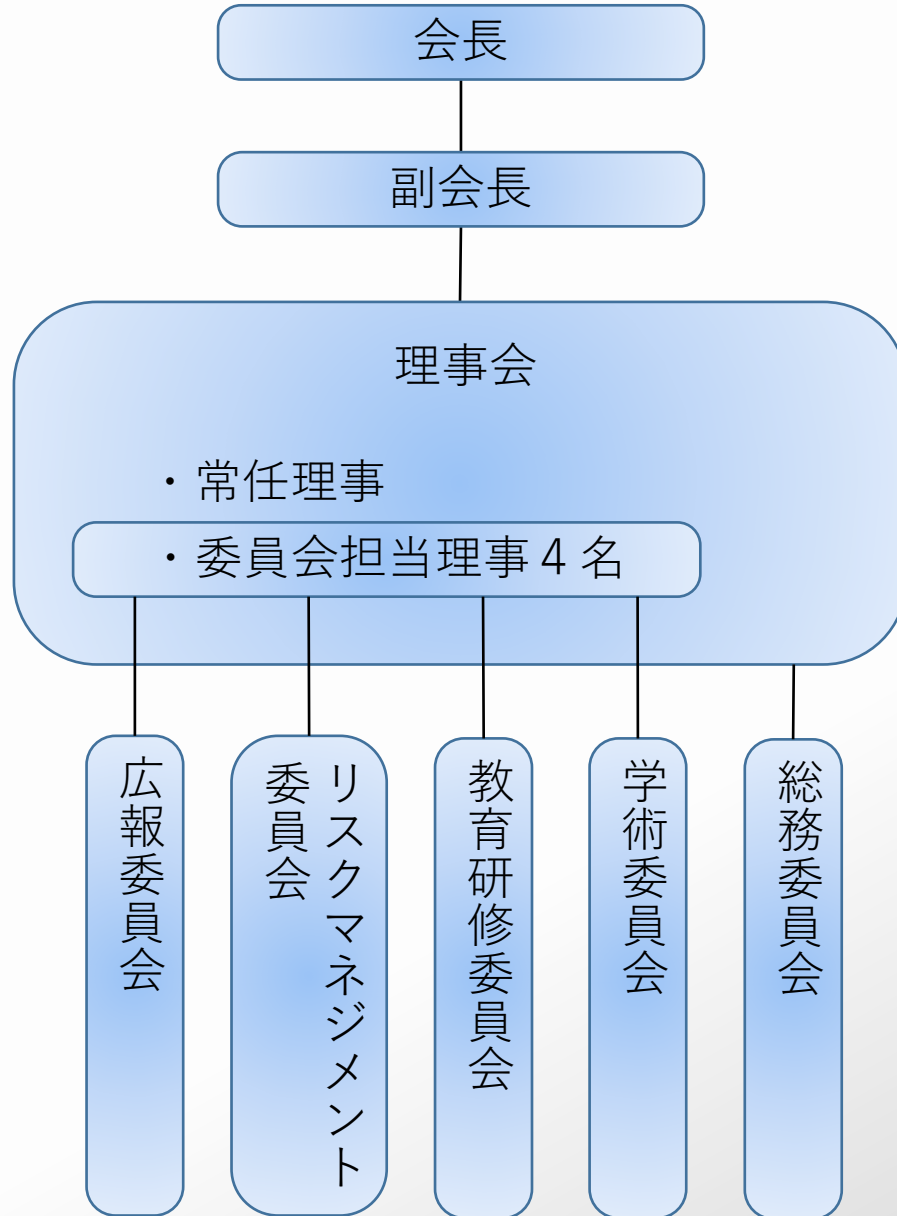


組織図改 (R4.9.28)



1. 会長は理事会での決議を基に方針を定め、活動の指揮を副会長に任せる。
2. 副会長は活動方針を具体化し、理事へ担当割り振りし、理事会の活動を統括する。
3. 理事は担当する任務を主とするが、理事会全体の活動を複合統括的に行う。
4. 常任理事は、委員会活動を含め、薬剤師会全体の課題（フォーミュラリー、欠員、総合医学会等）に対応した活動を行う。
5. 理事 4 名をそれぞれの委員会担当とし、各委員会委員長と連携して委員会活動の充実を図る。
6. 指示連絡系統は副会長を中心とする。会長は副会長との連携を密にし、各委員長はまず各委員会担当理事と行う。